

救急救命士が行える処置 の範囲が広がりました

平成26年4月1日から医療機関、医師会及び消防署などの地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）の連携のもと、所定の知識を習得し、認定を受けた救急救命士に対し、医師の具体的な指示を受けて救急現場や救急車内等で行える救急救命処置の範囲が広がりました。

なお、かかりつけ医師等の指示を優先し、今回拡大される救急救命士による処置を断っても、これまでどおりの救急搬送がなされ、不利益をこうむることはありません。

拡大された救急救命士の処置は以下の行為です。

- 低血糖性の意識障害の可能性がある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。
- 血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の患者さんに点滴を行います。

医師の指示を
電話や無線で
受けて、
救急救命士が
処置を行います



拡大された救急救命処置は、認定を受けた救急救命士にのみ認められた行為であり、処置の実施可能な救急救命士は、今後も計画的に養成していきます。

詳しくは大阪府政策企画部危機管理室消防保安課
または、お近くの消防機関にお問い合わせください。

大阪府救急業務高度化推進連絡協議会事務局

大阪府政策企画部危機管理室消防保安課消防指導グループ 電話番号 06-6944-6458

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/kyukyu/>

このポスターは厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る研究」で作成されたポスターを基に、大阪府政策企画部危機管理室消防保安課（大阪府救急業務高度化推進連絡協議会事務局）で作成したものです。

本市では平成27年4月1日より運用を開始します。